

初版 平成27年2月15日  
更新 平成28年4月 1日

## 認定通知書に係るお知らせ

経済産業省資源エネルギー庁  
新エネルギー対策課  
再生可能エネルギー推進室

平成27年2月15日改正省令の施行に伴い、平成27年2月15日以降に施行される認定通知書及び変更認定通知書の様式を改めますので、お知らせいたします（※）。

様式については、以下のとおり、手続きの形態（紙申請／電子申請）によって異なりますので、次項以降にて詳細をご確認ください。

■通知書様式A：下記以外（紙申請）

．．．．P2～3

■通知書様式B：50kW未満太陽光発電設備（電子申請）

．．．．P4～5

※ 平成27年3月31日における平成24年経済産業省告示第139号の改正に伴い、記載事項を更新しております（下線部が更新部となります。）。

※ 平成28年4月1日における行政不服審査法の改正にともない、通知書様式A（裏面）の教示を一部改正しております。（下線部が更新部となります。）。

通知書様式 A (表面)

経済産業省

①

番号  
平成28年6月1日

経済産業株式会社  
代表取締役社長 経済 太郎 殿

経済産業大臣 名

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)

②

③  
平成28年3月30日付けをもって申請があった上記の件については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定をしたので、通知します。

④

記

1. 発電事業者情報

発電事業者名	経済産業株式会社
代表者氏名	経済 太郎
住所	東京都千代田区霞ヶ関××

2. 設備情報

発電設備区分	A:太陽光発電設備(10kW以上)	
設備ID	A××××××15	
設備名称	資源太陽光発電所1号	
設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1(ほか30筆)	
⑤ 設備仕様	発電出力	1,000kW
	太陽電池製造事業者名	MET Iソーラー株式会社
	太陽電池の種類	A1:単結晶のシリコンを用いた太陽電池
	太陽電池の変換効率	15.8% (□真性変換効率 ■実効変換効率)
	太陽電池の型式番号	MET I100

⑥ ※上記の太陽電池型式番号の他、3つの型式番号を認定

通知書様式 A (裏面)

④

3. 条件

平成28年6月1日の翌日から起算して270日後の日(以下、「期限」という。)※までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の発注が行われていること、又は、③再生可能エネルギー電気の供給を開始していること、を証する書類(以下、「証拠書類」という。)を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること(必着)。

期限内に証拠書類が提出されない場合、又は期限内に証拠書類が提出された場合でも、審査の結果、証拠書類が上記①及び②、又は③の事実を証するに足りると認められない場合には、本認定は、期限の翌日以降将来にわたり失効します。

また、期限内に証拠書類が提出された場合には、審査が行われている期間中(当該書類の提出から、受理印付き申立書の写し又は失効通知書が到達するまで)は、期限が延長されたものとみなします。ただし、当該期間中の証拠書類の追加提出は認めません。

証拠書類の審査に要する標準処理期間は30日間とします。

なお、期限が270日後の日の場合であって、電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間(以下「接続契約に要する期間」という。)が、180日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して360日後の日まで延長することとし、また、この延長が行われた場合において、接続契約に要する期間が270日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して450日後の日まで延長します。

この期限の延長を申し出る場合には、期限までに、別紙2の電力会社による証明書を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局に提出すること(必着)。

※ この日が、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する休日の場合には、翌開庁日とします。

4. 備考

⑦

(1) 本認定に係る申請の到達日は平成28年4月1日であったため、当該日付時点の運用基準により審査しました。

⑧

(2) 法第6条第1項の経済産業大臣の認定、又は、平成24年経済産業省告示第139号に規定する法第6条第4項に規定する経済産業大臣の変更の認定への該当の有無: 有 無

(3) 運転開始後1か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。なお、本設備については、以下のID、パスワードを用いた電子報告が原則となりますので、専用ページ(<http://www.fit.go.jp/>)からログインの上、提出をお願いします。

⑨

ログインID: 12345678  
パスワード: ABCDEFG

④

(4) 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無: 有 無

< 教示 >

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## ◆通知書様式 A に係る詳細説明◆

- ① 認定または変更認定の処分番号及び処分日が記載されます。この日付が、認定日または変更認定日となります。
- ② 変更認定の場合は、タイトルが「変更認定」となり、根拠規定が、「第 6 条第 7 項において準用する同法第 6 条第 2 項」となります。
- ③ 発電事業者から提出される申請書に記載された申請日が記載されます。
- ④ 当該部分は、失効条件が付された認定のみ記載されます。失効条件は、平成 26 年 4 月 1 日以降に申請が到達した 50kW 以上太陽光発電設備、もしくは、左記以外であっても平成 27 年 2 月 15 日以降に変更認定を受けたもの（※）について付与されます。

※ 詳細は、以下資料 (平成 27 年 3 月 25 日「場所及び設備の確保に関する期限の設定について」) をご覧ください。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/20150325\\_announce.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/20150325_announce.pdf)

- ⑤ 太陽光発電設備の場合のみ記載されます。実際に設置する設備と当該記載内容が異なる場合は、変更認定を受ける必要があります。この場合、変更認定が下りるまで連系することができませんので、ご注意ください。
- ⑥ 太陽電池の型式が複数ある場合は、1 型式の情報のみが⑤に記載され、その他は型式数のみが記載されます。その他の型式について詳細確認を希望される場合、年報報告用ページにおいてご確認いただけます。なお、認定通知書とは別に、認定された全型式情報は別途電力会社に通知されます。
- ⑦ 固定価格買取制度では、申請書類が管轄する行政庁に到達した日より、審査及び価格決定等の取扱いが異なることから、これを明確にするために記載されます。紙申請の場合、③の日付と異なりますのでご注意ください。
- ⑧ 平成 24 年経済産業省告示第 139 号の規定に則り、変更認定前に決定していた調達価格が、当該変更認定を受けたことにより、見直される場合、当該部分は、(有■ 無□)と表示されます(※)。なお、当初認定の場合は、その後に変更認定がない限り、調達価格を決定する要素となりますので、必ず、(有■ 無□)と表示されます。

※変更認定処分を受けた日が属する年度によっては、(有■ 無□)と表示されていても、結果として調達価格の変更とならない場合があります。

- ⑨ 太陽光発電設備については、平成 26 年 8 月 5 日より、電子システムを通じた年報提出に切り替わっております。認定通知書に記載されている ID、パスワードは、年報提出時に必要となるため、大切に保管しておいてください。

<その他>

○バイオマス発電設備の場合は、別途燃料情報が記載されます。

○既存設備を増設する場合であって、増設部のみ新たに認定取得する場合は、親メーターの計測値をそれぞれの子メーターの計測値の比率で按分することとなるため、電力会社において既存設備の特定が図られるよう、当該増設部の認定通知書の備考欄には、「他設備の増設分として子メーター計測（他設備の設備 ID：○○○○○）」と表示されます。

通知書様式B(表面)

平成28年6月1日

経済産業株式会社  
経済 太郎 殿

①  
一般社団法人 太陽光発電協会  
JPEA代行申請センター

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)

②

平成28年4月1日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定がなされましたので、通知します。

② 記

1. 認定手続きに係る事項

③

担当経済産業局	関東経済産業局
認定日	平成28年6月1日
手続番号	関東第100号

2. 発電事業者情報

④

発電事業者名	経済産業株式会社
代表者氏名	経済 太郎
住所	東京都千代田区霞ヶ関××

3. 設備情報

⑤

発電設備区分	S : 太陽光発電設備のみ	
設備ID	S××××××C15	
設備名称	資源太陽光発電所1号	
設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ関××	
配線方法	余剰配線	
設備仕様	発電出力	8.0kW
	太陽電池製造事業者名	METIソーラー株式会社
⑥	太陽電池の種類	A1 : 単結晶のシリコンを用いた太陽電池

通知書様式B(裏面)

太陽電池の変換効率	15.8% (□真性変換効率 ■実効変換効率)
太陽電池の型式番号	METI100

⑦ ※上記の太陽電池型式番号の他、3つの型式番号を認定

4. 備考

- ⑧ (1) 本認定に係る申請の到達日は平成28年4月1日であったため、当該日付時点の運用基準により審査されました。
- ⑨ (2) 法第6条第1項の経済産業大臣の認定、又は、平成24年経済産業省告示第139号に規定する法第6条第4項に規定する経済産業大臣の変更の認定への該当の有無：■有 □無
- (3) 運転開始後1か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。
- (4) 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無：■有 □無

## ◆通知書様式Bに係る詳細説明◆

- ① 旧様式では、認定処分を行う経済産業局名が記載されておりましたが、変更後は、国への代行申請を担う代行申請機関の名称が記載されます。50kW未満太陽光発電設備においては、多量の申請案件を効率的に処理するため、国と設置者の間に代行申請機関を設け、同機関が国と申請者間で連絡調整を行いながら形式要件を整え、国の審査を円滑に進めるスキームを採用しております。同スキームにおいて、認定が下りた場合、まず認定処分を行う経済産業局から代行申請機関に処分の完了の連絡がなされ、当該連絡を受けた代行申請機関が、その旨を設備設置者に連絡するという間接連絡方式となります。このため、通知書がもつ意味においては旧様式から変更はありませんが、同スキームをより明確に位置づけるため、記載方法が変更となります。
- ② 変更認定の場合は、タイトルが「変更認定」となり、根拠規定が、「第6条第7項において準用する同法第6条第2項」となります。
- ③ 代行申請機関よりなされた申請に対して、認定処分を行った経済産業局名と、処分日、処分番号が記載されます。この日付が、認定日または変更認定日となります。
- ④ 発電事業者が個人の場合は空欄となります。
- ⑤ 10kW未満の場合のみ配線方法が記載されます。
- ⑥ 実際に設置する設備と当該記載内容が異なる場合は、変更認定を受ける必要があります。この場合、変更認定が下りるまで連系することができませんので、ご注意ください。
- ⑦ 太陽電池の型式が複数ある場合は、1型式の情報のみが⑥に記載され、その他は型式数のみが記載されます。なお、この場合、認定された全型式情報は別途、電力会社に通知されます。
- ⑧ 固定価格買取制度では、申請の到達日により、審査及び価格決定等の取扱いが異なるため、これを明確にするため、記載されます。なお、電子申請の場合は、登録ボタン（申請ボタン）を押下した日付が、申請日かつ到達日となります。
- ⑨ 平成24年経済産業省告示第139号の規定に則り、変更認定前に決定していた調達価格が、当該変更認定を受けたことにより、見直される場合、当該部分は、（有■ 無□）と表示されます（※）。なお、当初認定の場合は、その後に変更認定がない限り、調達価格を決定する要素となりますので、必ず、（有■ 無□）と表示されます。

※変更認定処分を受けた日が属する年度によっては、（有■ 無□）と表示されていても、結果として調達価格の変更とならない場合があります。

### <その他>

- 既存設備を増設する場合であって、増設部のみ新たに認定取得する場合は、親メーターの計測値をそれぞれの子メーターの計測値の比率で按分することとなるため、電力会社において既存設備の特定が図られるよう、当該増設部の認定通知書の備考欄には、「他設備の増設分として子メーター計測（他設備の設備ID：○○○○○）」と表示されます。
- 上記のほか、屋根貸し事業の場合や、押上効果のない蓄電池を使用する場合なども電力会社において円滑に手続きが進むよう、備考欄にその旨が表示されます。

## 更新履歴

更新日付	更新内容
平成27年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 様式A、Bの「4. 備考」の文言を修正（平成27年3月31日告示改正に対応する形に修正）</li> <li>✓ 様式Aに係る詳細説明④について、平成27年4月1日以降の認定から新たに適用となる失効条件付き認定運用の関連資料のリンク先を記載。</li> <li>✓ 様式Aに係る詳細説明⑧及び様式Bに係る詳細説明⑨の記載に、価格変更に係る補足事項を追記。</li> </ul>
平成28年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 行政不服審査法の改正により、通知書様式A（裏面）の教示を一部改正。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「第6条」を「第2条」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。</li> </ul> </li> </ul>